

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 17):
豪州で 72 時間トランジット可能/NZのコロナウイルス警戒システム

令和 2 年 3 月 21 日
在オークランド日本国総領事館

1 豪州で 72 時間トランジット可能

豪州政府より、以下の情報が寄せられました。

- ・NZから豪州を経由し他国に向かう外国人は、本 21 日 12 時(豪東部夏時間)から 72 時間に限り、豪国内空港でトランジットが可能になる。
- ・トランジットは同一の日に行われなければならない、空港内に滞在しなければならない。
- ・過去 14 日以内に、中国、韓国、イラン、イタリアに滞在した外国人は、トランジット許可の対象外である。
- ・72 時間経過後(24 日 12 時以降)は、適用除外申請を個別に行う必要がある(下記リンク参照)。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

<豪内務省新型コロナウイルスに関する入国規制措置>

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-media/current-alerts/novel-coronavirus>

<豪内務省連絡先>

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/contact-us>

2 NZのコロナウイルス警戒システム

本 21 日、アーデーソン首相は、コロナウイルスに関する 4 段階の警戒システムを採用する旨発表しました。同システムにおける 4 段階の概要は、以下のとおりです(現在は「レベル 2」)。

・レベル 1

コロナウイルスは存在するが、押さえ込まれている状態。国境管理措置の導入、感染者の接触先の追跡、大規模集会の取り止めといった措置を採る。

・レベル 2

感染は押さえ込まれているが、リスクが増大してきている状態。さらなる国境管理措置の導入、不要不急の旅行の取り止め、可能な場合には(職場に出勤しない)リモートワークとすることの推奨など、人間同士の接触を少なくする措置を採る。

・レベル 3

感染の押さえ込みが加速度的に困難になりつつある状態。公共施設及び必要性の低い(non-essential)ビジネスの閉鎖を行う。

・レベル 4

持続的な感染があり、人間同士の接触をなしにする必要が出た状態。重要な(essential)サービスは機能を続けるが、可能であれば国民は自宅待機をする必要がある。

なお、いかなる警戒レベルにあっても、スーパーマーケットや薬局へのアクセスといった重要サービスは機能を続けるので、買い溜めに走らず、通常通りの買い物をしてください。また、70歳以上の高齢者や、疾病等で免疫力の落ちている方は、可能な限り自宅にとどまるよう推奨されています。

* 新型コロナウイルスに関する状況は刻一刻と変化しておりますので、最新情報は在ニュージーランド日本国大使館の Facebook(以下)もご確認ください(細かな情報は、当館からの領事メールではなく、大使館の Facebook のみの掲載とすることもあります。)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ>

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)